

27 「発達障害支援施策の支援事業」の取り組み

発達障害情報・支援センター 林克也 小野寺紀子 深津玲子

【はじめに】

平成28年度からの新規事業として「発達障害支援施策の支援事業」が予算化された。事業の趣旨は「自治体において効果的、効率的な発達障害支援施策が展開できるよう、専門家と連携を図りつつ、自治体に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言」を行うこととなっており、発達障害情報・支援センターが事業の実施主体となっている。今年度は自治体を直接訪問し、実情のヒアリングを行いながら情報や課題を整理するとともに、意見交換を通して地域の実情に応じた支援体制イメージの共有を図ることとした。必要に応じて助言を行い、自治体の発達障害福祉担当職員や発達障害者支援センターのスムーズな業務遂行を後押しするスタンスで臨んだ。本稿ではこれまでの取り組みについて報告する。

【訪問先自治体の選考】

1 地域分析表の作成（4月～5月）

各都道府県・政令指定都市ごとの発達障害関連施策等実施状況をまとめた資料を作成。内容は下記の10項目とした。

- ①発達障害者支援地域協議会（法改正前：発達障害者支援体制整備検討委員会）の状況
- ②発達障害者支援センターの状況 ③医療機関の公表状況
- ④発達障害児者に関する実態調査の実施状況 ⑤自治体独自マニュアルの状況
- ⑥自治体独自の啓発イベント開催の有無 ⑦世界自閉症啓発デー 2016 関連行事開催状況
- ⑧発達障害関連整備計画の状況 ⑨市町村の活動把握状況 ⑩その他(独自の取り組み等)

2 訪問先自治体の選考

上記①で発達障害者支援地域協議会が未設置の自治体9箇所を訪問の対象とした。他に訪問の要請があった自治体など3箇所を追加し、合計12箇所を選考した。

【訪問の体制】

厚生労働省の発達障害対策専門官及び発達障害情報・支援センターの主任企画情報専門官の2名を基本的な訪問体制として、調整可能な範囲内で国リハの医師や外部の専門家にもご同行いただいた。訪問先での話し合いは自治体によって順番は異なるが、概ね訪問の趣旨説明→自治体における発達障害支援体制の概要説明→意見交換（助言を含む）、の流れで行った。

【まとめ】

今年度は発達障害者支援地域協議会の設置を促すことを主な目的として事業を進めているが、発達障害情報・支援センターとしては更に地域の実情や課題を情報収集することを念頭に訪問を行っている。本事業を実施していく中で、それぞれの自治体が抱える課題が見えてくると共に、自治体を訪問する意義も実感することができた。今後も事業は継続されていくことになると思うが、訪問済みの自治体についても引き続き情報収集を行い、必要に応じてフォローしていくことにより、発達障害者支援の推進に寄与していきたいと考えている。